

社会福祉法人宮城厚生福祉会 役員報酬支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 宮城厚生福祉会役員等報酬・費用弁償規程に基づき、役員報酬に関する定めを行うものである。

理事長（常勤の場合）	月額	20万円（賞与なし）
業務執行理事（事務局長兼務）	月額	55万円
業務執行理事（その他の兼務）	月額	50万円

※理事長に対して賞与は支給しない。業務執行理事の賞与については支給を行い、保育・介護・障がい事業の支給率の中で最も低い事業にあわせるものとする。

※通勤手当・駐車場手当・共済会費援助金については、給与支給規則に基づき支給する

※兼務役員の役員報酬部分は、評議員会にて定めた金額のうち職員としての給与のうち本俸・管理職手当・資格手当・住宅手当・家族手当との差額を役員報酬と定める。

附 則

この規程は、2017年10月1日より施行する。